

日常生活の改善

問障害福祉課障害福祉係 ☎453・428

9 補装具の給付

対内 障害者(児)の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために各種補装具の交付と修理を行います(車椅子、補聴器、義手、義足など)。事前に相談ください。

※所得制限があります。また、原則1割の自己負担があります(世帯全員が住民税非課税の方には、自己負担分を市が4000円を上限として補助します)。

10 日常生活用具の給付

対内 身体障害者手帳・療育手帳を所持している在宅の障害者(児)の方の日常生活を容易にするために、日常生活用具(聴覚障害者用屋内信号装置・特殊寝台・居宅生活動作補助用具など)の給付または貸与を行います。事前に相談ください。

※所得制限があります。また、市が定める額の1割が自己負担になります(世帯全員が住民税非課税の方には自己

負担分を市が4000円を上限として補助します)。

11 重度身体障害者居宅改善整備費補助

対内 下肢または体幹の障害の程度が1級、2級の方の重度身体障害者の方が生活しやすいように家屋の改善をする場合、工事費の一部を補助します。工事をする前に申請が必要です(事前に相談ください)。

※所得制限があります。

行動範囲の拡大

問障害福祉課障害福祉係 ☎453・428
⑮は申込先へ

12 移動支援

対内 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方、精神障害のある方などが円滑に外出できるように、移動の支援を行います。ただし、通勤、通学、営業活動や社会通念上適当でない外出には利用できません。また、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

※原則として、就学前のお子さんは利用できません。かかった費用の

1割は利用者負担となります。

13 コミュニケーション支援(手話通訳者・要約筆記者の派遣)

対内 聴覚障害のある方が、通院や公的機関への届出等のために、手話通訳・要約筆記者を必要とする場合に手話通訳者または要約筆記者を派遣します。利用料は無料です。

※手話通訳者または要約筆記者の派遣は、原則として県内に限り

ます。また、営利を目的としている場合、政治団体や宗教団体の行う活動には利用できません。

14 福祉タクシー利用料金の補助

対内 外出が困難な障害者の方で身体障害者手帳1級(3級、療育手帳A、Bまたは精神保健福祉手帳1級の方)に乗車した場合、おおむね基本料金額を補助します(年間18枚。ただし、平成19年5月以降に手帳が交付された方は交付月により、交付枚数が異なります)。

注1 埼玉県タクシー協会・埼玉県個人タクシー協同組合に加盟している事業者等

14 福祉タクシー利用料金の補助

対内 外出が困難な障害者の方で身体障害者手帳1級(3級、療育手帳A、Bまたは精神保健福祉手帳1級の方)に乗車した場合、おおむね基本料金額を補助します(年間18枚。ただし、平成19年5月以降に手帳が交付された方は交付月により、交付枚数が異なります)。

15 自動車燃料費の補助

対内 身体障害者手帳1級、3級、療育手帳A、Bまたは精神障害者保健福祉手帳1級の方。車を運転する方。自動車所有する方は、本人または生計を同じくする方に限ります。

※身体障害者手帳および療育手帳を提示することによりタクシー料金の1割が引きされるサービスと併用できません。

16 有料道路の割引

対内 すべての身体障害者が自ら運転する場合と第1種の身体障害者・知的障

18 自動車改造費用の補助

対内 上肢・下肢・体幹の障害程度が1〜3級で身体障害者手帳の交付を受けている方で、通勤等のために自分で自動車を運転する方

17 自動車運転免許取得費用の補助

対内 身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている方が、普通自動車の運転免許を取得する場合、必要な経費の一部を補助します。

※所得制限があります。

19 身体障害者センターや

対内 在宅の身体障害者の方やボランティア活動を行う方たちが集う交流の場として利用できます。

20 知的障害者生活サポートセンター

対内 在宅の知的障害者(児)の方や介護者の日常生活の支援、相談を行います。また、一時的な介護を行う団体・グループが利用できます。

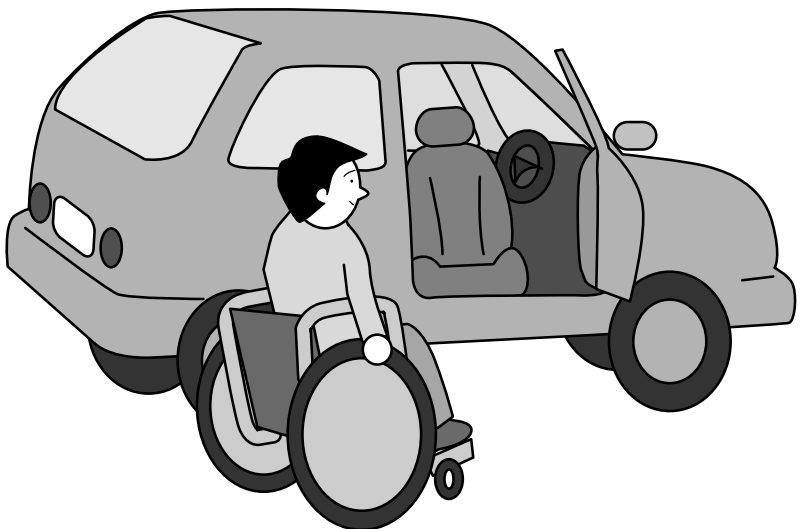
その他の日常生活支援

問障害福祉課障害福祉係 ☎453・428
⑮から⑳は各施設へ

障害者福祉センター
☎997・8544、997・8553

知的障害者生活サポートセンター
☎998・3722

八潮市社会福祉協議会
☎995・3636 (身体



対内 自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改善するための費用の一部を補助します。改造する前に申請が必要です(事前に相談ください)。